

●触らない施術事件

知財高裁 令和 7 年 3 月 10 日		
令和 6(行ケ)10088 審決取消請求事件 (原審:拒絶査定不服審判)		
当事者	原告:X 被告:特許庁長官	判決要旨: ウェブサイトの情報によれば、整骨や整体、気功等の民間療法の分野などにおいては「触らない施術」「触れない施術」などとして、患部や患者に触らないで症状を回復させることをうたう施術が広く執り行われている実情があり、患部や患者に触らないで行う施術の教授を内容とするセミナー、電子書籍及びDVDなどが提供、販売されていることなどを理由に、本願商標は「(患部や身体に)触らないで行う施術」程度の意味合いを容易に想起させ、その指定役務との関係において役務の質(内容)を表示したものと一般に認識されるものであると判断された。
対象商標	本願商標 触らない施術 (標準文字) 第 41 類「技芸・スポーツ又は知識の教授、セミナーの企画・運営又は開催、電子出版物の提供」ほか	
結論	識別力なし(商標法 3 条 1 項 3 号)	

●ぼんちゃん事件

知財高裁 令和 7 年 3 月 12 日		
令和 6(行ケ)10090 審決取消請求事件 (原審:拒絶査定不服審判)		
当事者	原告:X 被告:特許庁長官	判決要旨: 商標法 4 条 1 項 6 号の趣旨(団体の公益性に鑑みその権威・信用を尊重するとともに、出所の混同を防いで取引者・需要者の利益を保護)に照らすと、同号にいう「著名なもの」というためには、団体や事業の地域性を考慮する余地があるといえるが、特定の地域でのみ知られている標章と同一又は類似する商標の登録を禁止すると、本来であれば一般的に認められるべきはずの商標権を取得して全国的に当該商標を使用する権利を過度に制約することになりかねない、などとして「著名なもの」というためには、同号に掲げる団体や事業の地域性に照らし必ずしも日本全国にわたって広く認識されている必要はないが、なお相応の規模の地理的範囲において広く認識されていることを要すると解するのが相当であるとされた。 その上で、引用キャラクター及びその愛称「ぼんちゃん」は群馬県・館林市民にはなじみのあるキャラクターとして広く認識されていると認められ得るものの、館林市外への露出は散発的かつ限定的であるなどとして、観光振興事業の地域性を考慮しても、相応の規模の地理的範囲において広く認識されているということはいえないから「著名なもの」には当たらないと判断された。
対象商標	本願商標 ぼんちゃん (標準文字) 第 9・16 類 引用キャラクター・引用標章(愛称)  ぼんちゃん	
結論	著名な非営利公益事業の標章にあたらぬ(商標法 4 条 1 項 6 号)	コメント: 原告は館林市に住所があり、拒絶査定では公序良俗違反(7 号)も理由とされていたが、拒絶審決では 6 号に該当することのみが理由とされ、その判断が本件訴訟で覆された。

●Connect.one 事件

知財高裁 令和 7 年 2 月 27 日		
令和 6(行ケ)10091 審決取消請求事件 (原審:拒絶査定不服審判)		
当事者	原告:応用技術㈱ 被告:特許庁長官	判決要旨: 本願商標は視覚上目立つ「Connect.one」の文字部分が出所識別標識として強い印象を与えるものと認められる一方、図形部分などそれ以外の部分から出所識別標識としての称呼、観念は生じないものと認められ、商標の各構成部分が不可分的に結合しているともいえないなどとして、「Connect.one」の部分の本願商標の要部とした上で、引用商標とは称呼が同一で、観念においては比較することができず、外観上は当該要部が出所識別標識として強い印象を与えるのであるから、全体的に考察してそれぞれ類似する商標であると判断された。
対象商標等	本願商標  第 9・42 類 引用商標 コネクトワン (標準文字) 第 9・42 類	コメント: 本願商標(要部)の外観については、商標の構成文字の種類を同一の称呼の範囲内で変更し、例えば英文で表記された文字の発音をカタカナで表記することは一般に行われている、とも述べられている。
結論	類似(商標法 4 条 1 項 11 号)	

●GIANNI VALENTINO 事件

知財高裁 令和 7 年 2 月 27 日		
令和 6(行ケ)10089 商標登録取消決定取消請求事件 (原審:異議申立)		
当事者	原告:ヤング産業㈱ 被告:特許庁長官	判決要旨: 本件商標の欧文字中「VALENTINO」の部分は、国際的に知られたデザイナーのヴァレンティノ・ガラヴァーニあるいはその創設した会社のデザイナーのデザインに係る商品を表示するものとして周知・著名であった「VALENTINO」と同じ構成文字からなるものであるから、出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものとされた。 一方の引用商標も、「VALENTINO」の欧文字は商標全体の構成中最も目を引く部分になっている上、前記のとおり周知・著名であったことから出所識別標識として支配的な印象を与えるものとされた。 その結果、それぞれの要部である「VALENTINO」は外観上相紛らわしく、称呼、観念において共通するとして、両者は類似する商標と判断された。
対象商標	本件商標  第 25 類「履物」 引用商標  第 25 類「footwear」ほか	コメント: 特許庁において、本件商標は拒絶理由通知なく登録となった後、異議申立によって取消され、その取消の判断がここでも維持された。
結論	類似(商標法 4 条 1 項 11 号)	

●TOMEI 事件

知財高裁 令和 7 年 2 月 26 日		
令和 6(行ケ)10052 審決取消請求事件 (原審:無効審判)		
当事者	原告:株式会社トメイ 被告:トメイ パワート ユーエスエー インコーポレイテッド	判決要旨: 原告の提出する証拠(需要者・取引先、売上高、宣伝広告費、雑誌・刊行物、アンケート等)によっては、原告商標が原告の業務に係る商品を表示するものとして需要者(自動車の部品を購入する一般の消費者)の間に広く認識されていたと認めるとはできないとされ(10号)、また混同を生ずるおそれも認められなかった(15号)。
対象商標	本件商標  第 12 類「動力伝導装置(陸上の乗物用の機械要素)」 原告商標 1. TOMEI 2.  「自動車チューニング用製品 (自動車チューニングパーツ)」	コメント: 周知性は認められなかったが、多くの証拠が提出されている。
結論	周知性なし・混同のおそれなし(商標法 4 条 1 項 10 号・同 15 号)	

●TOKYO2020 オリンピックロゴ事件

知財高裁 令和 7 年 3 月 12 日		
令和 6(行ケ)10057 審決取消請求事件 (原審:無効審判)		
当事者	原告:X1,X2,X3 被告:コミテ アンテルナショナル オリンピック	判決要旨: 商標法 4 条 1 項 10 号が適用されるためには登録(査定)時のみならず、商標登録出願時においても同号に該当する事由がなければならぬところ(4 条 3 項)、原告らが引用商標の周知性を裏付けるために提出する証拠はいずれも本件商標の出願時以降のものである、などとして引用商標の周知性は認められず(10号)、また本件商標の出願・登録、使用につき不正の目的も認められなかった(19号)。
対象商標	本件商標  TOKYO 2020 第 41 類ほか 引用商標 Olympic	コメント: 原告の引用商標は株式会社Olympicの運営するスーパーマーケットの商標である。原告よりは前記のほか、4 条 1 項 6 号・同 7 号違反も主張されたが認められなかった。 なお、本件商標は被告(IOC)による出願の後、日本のオリンピック組織委員会に譲渡され登録された後、被告に再譲渡されたものである。この経緯をとらえ、原告は 24 条の 2 第 2 項違反も主張したが、組織委員会と被告とは 2020 東京大会について互いに協力しこれを開催する組織であり、このような 4 条 2 項に該当する組織間の譲渡は違法譲渡とは認められない、などとしてこの主張も認められなかった。
結論	周知性なし・不正目的なし(商標法 4 条 1 項 10 号・同 19 号)	

●CONART 事件

知財高裁 令和 7 年 2 月 26 日		
令和 6(行ケ)10061~3 審決取消請求事件 (原審:不使用取消審判)		
当事者	原告:ラッフルズ [®] プロパティーズ [®] インコーポレイテッド [®] 被告:Y	判決要旨: 本件各商標の商標権は原告とラッフルズ社が共有するところ、使用者(エーススタイル社)との間のライセンス契約において、原告は当事者とはなっていない。しかし、同契約は第 1 条(通常使用権の許諾)の欄に、原告が日本において有する商標権の管理をラッフルズ社に委託し、委託に基づき契約する旨が明示されており、ライセンスの供与につき原告もこれを許諾していたものと認められるとして、ラッフルズ社は本件各商標に係る商標権の共有者である原告の同意を得て(商標法 35 条、特許法 73 条 3 項)エーススタイル社に対し通常使用権の許諾をしていたものと認められた。 その上で、T シャツやパンフレット等に付された使用標章は本件各商標と社会通念上同一の商標とされ、いずれの商標の使用も認められた。
対象商標	本件各商標 A. CONART コナート B. CONART C.  使用標章  	コメント: 特許庁の審決が覆されたケースである。特許庁では、ライセンス契約は共有者の一人である原告の同意があるとは言い難いとして、いずれの商標についても取消審決がなされていた。
結論	使用あり(商標法 50 条 1 項)	

●LUNA 事件

知財高裁 令和 7 年 3 月 12 日		
令和 6(行ケ)10084 審決取消請求事件 (原審:不使用取消審判)		
当事者	原告:スパイナル エレメンツ インコーポレ レーテッド [®] 被告:ルナライト(株)	判決要旨: 被告が製造し納入した商品は、歯科用多目的超音波治療器(医療機器)のハントピース(歯を削る器具)に取り付ける以外に用途のないリングライトであり、第 10 類「医療用機械器具・これらの部品及び附属品」に属する、また、当該商品の箱に付された使用商標 1 は、本件商標と同じ「ルナ」の称呼及び「月の女神」の観念を生じる社会通念上同一の商標であるとして、商標の使用が認められた。
対象商標	本件商標 LUNA 第 5・10 類ほか 使用商標 1.  2. 	コメント: 原告は、被告の使用商品は専用品にあたらぬ汎用品である、使用商標は社会通念上同一とはいえない、などの主張をおこなっていたが認められなかった。
結論	使用あり(商標法 50 条 1 項)	

●UNBRAKO 事件

知財高裁 令和 7 年 2 月 27 日		
令和 6(行ケ)10087 審決取消請求事件 (原審:不使用取消審判)		
当事者	原告:ディーバック ファスナーズ(シャノン) リミテッド 被告:Y	判決要旨: 原告は、本件において「Unbrako®」「UNBRAKO」等が原告の企業グループを指すことは周知であり、被告による商品の販売は本件商標について被告とは無関係なメーカーを出所として特定し販売する行為である、などの主張をおこなっていたが、商標法 50 条の趣旨より、同条所定の「使用」は当該商標がその指定商品又は指定役務について商標として使用されていれば足り、その商標としての使用が商標権者を商品の出所として表示する場合に限定されるものではないというべきであるなどとされ、通常使用権者による商標の使用が認められた。
対象商標	本件商標 UNBRAKO (標準文字) 第 6 類「金属製金具」	
結論	使用あり(商標法 50 条 1 項)	コメント: 通常使用権者は、原告の日本総代理店の販売代理店(原告の復代理店)の一つとして原告の製品を販売してきたことである。なお、「Unbrako」という商標の周知性が争われた本コンテンツ 2023 年 6 月掲載分の事件がある(令和 4(行ケ)10074)。

●池善事件

知財高裁 令和 7 年 1 月 29 日		
令和 6(行ケ)10078 審決取消請求事件 (原審:不正使用取消審判)		
当事者	原告:X 被告:Y	判決要旨: 本件における当事者・関係者が親族であること、両当事者が各一店舗を京都市内の近隣で構え、顧客や販売する化粧品メーカーに共通性があること、原告店舗は閉店して(経営する会社が)清算中であること、などの特有の事情も考慮のうえ、原告店舗の閉店後におこったインターネット販売では、販売数が相当数に上るとは認められず、また原告店舗を経営する会社は京都市内でそれなりに知られていたが、全国的に知られていたとまではいえない、などとして被告による各使用商標の使用が他人の役務(化粧品の小売)と混同を生ずる具体的なおそれを有するものとは認められないと判断された。
対象商標	本件商標 池善 (標準文字) 使用商標 1. cosmetics池善 2.  引用商標 1. 池善化粧品店 2.  3. 	コメント: 本件商標の権利者(Y)が各使用商標を使用していたところ、これらが各引用商標に係る役務と混同を生ずるとして、X により商標権者の不正使用を理由とする取消審判が請求されたケースである(原審特許庁の結論も前記同様)。
結論	不正使用にあたらぬ(商標法 51 条 1 項)	

●ちいたんキャラクター事件

東京地裁 令和7年2月7日		
令和3(ワ)18479 損害賠償請求事件、令和5(ワ)70136 使用差止め等反訴請求事件		
当事者	原告(反訴被告): (株)クリアッツ 被告(反訴原告): 須崎市	<p>判決要旨:</p> <p>本訴請求につき、被告の行為、すなわち原告が被告に無断でキャラクターちいたんを制作し、これを使用してテレビ出演を始めとする各種経済活動を行っているとの発言等は、虚偽の事実の告知又は流布にあたと判断された。</p> <p>他方、反訴請求については、被告は原告に対しキャラクターちいたんが独自に商業活動をすることについて黙示に許諾していたと認められるなどとされ、商標権侵害等の主張は認められなかった。</p> <p>コメント:</p> <p>当事者はそれぞれのキャラクターの着ぐるみが共演するなどもともと協働関係にあったが、投稿動画に危険な内容が含まれるとの視聴者よりの抗議なども影響し、両者は協議を経ながら、最終的には訴訟に至ってしまったようである。</p>
対象商標	<p>本件被告商標</p> 	
結論	虚偽事実の告知・流布(不競法2条1項21号)ほか	

●スマート事件

知財高裁 令和7年3月3日		
令和6(ラ)10006 商標使用禁止仮処分命令申立却下決定に対する即時抗告事件 (原審: 令和5(ヨ)第30366)		
当事者	抗告人(債権者): (株)Frank PR 相手方(債務者): プラダジャパン(株)	<p>判決要旨:</p> <p>相手方のウェブサイトの運営者は親会社のイタリア企業(PRADA S.p.A)であって相手方ではなく、また、債務者各標章のうち「スマート」の記載部分は相手方の店舗において商品の色調や特徴を説明するものとして使用されているなど、需要者にとって本件各商品の出所識別標識として機能するものとはいえないとして、抗告人は本件各商標権に基づく差止請求権を有しないと判断された。</p> <p>コメント:</p> <p>広辞苑によれば、「スマート」は、絵画で輪郭を明から暗へ徐々に変化させぼかして描くことを意味するイタリア語とのことである。</p>
対象商標	<p>本件各商標</p> <p>1. SUFUMATO スマート 第18類 ほか</p> <p>債務者各標章 プラダ ガレリア スマート サフィ アーノレザー スモールバッグ</p>	
結論	非侵害(商標法26条1項6号)ほか	